

各 位

東京労働局長
(公印省略)

重点取組期間における熱中症予防対策の徹底について (要請)

日頃から労働者の健康確保対策の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、職場における熱中症の予防については、「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱、職場における熱中症の発生状況等をお送りし、会員事業場に対する周知等をお願いしてきたところですが、クールワークキャンペーンの重点取組期間である7月を迎え、各事業場において重点取組期間の実施事項等が確実に実施されることが重要となっています。

昨年の東京労働局管内の熱中症による死傷災害の発生状況を見ると、死傷災害 44 件 (うち死亡災害 2 件) のうち梅雨明け直後の7月 16 日から 20 日までの5日間に 13 件が発生しており、梅雨明け直後や夏季休暇明けの暑熱順化を適切に行うことが求められます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためのマスクの着用は、息苦しさや不快感のもととなるなどの問題があり、単独作業や屋外で2メートル以上の距離が確保できる場合などマスクを外してよい場面や場所を明確にし、関係者に周知しておくことが望まれます。

つきましては、昨年の熱中症による死傷災害の発生状況等を踏まえ、下記の事項について事業者団体と会員事業場が一体となって重点的に取り組むよう要請いたします。

記

- 1 WBGT値 (暑さ指数) を測定し、測定結果に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保の措置を講じること。この際、各労働者の暑熱順化の程度に留意すること。
- 2 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者への配慮、日常の健康管理の指導、及び作業開始前・作業中の労働者の健康状態の確認を行うこと。
- 3 水分及び塩分の積極的な摂取と熱中症予防管理者等による確認を行うこと。
- 4 期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的に熱中症予防教育を実施すること。
- 5 意識がない、返事がおかしい等の異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請すること。また、体調不良の者を休憩させる場合は、状態の変化を継続的に把握し、水分を自分で摂取できない、回復しない場合には、医療機関へ搬送すること。
- 6 単独作業や屋外で他者と2メートル以上の距離が確保できる場合などマスクを外してよい場面や場所を明確にし、関係者に周知すること。